

新型コロナウイルス感染症対策制度等に関するQ & A

東京歯科保険医協会

2020年7月2日更新

※情報は随時更新しておりますが、リンク切れ等が生じている場合もございます。予めご了承ください。

※第二次補正予算案が閣議決定されました。更なる支援措置が図られます。詳細については以下のURLからご確認ください。補正予算成立後に申請方法などが発表される見通しです。発表され次第更新いたします。現在判明している範囲での情報は掲載しておりますのでご確認ください。

経産省HP：https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/hosei2.html

厚労省HP：<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/02index.html>

I 雇用調整助成金について	P 2 ～ 3
II 持続化給付金について	P 4 ～ 5
III 各種融資制度について	P 6 ～ 8
IV 第二次補正予算で盛り込まれた諸制度について	P 9 ～ 1 1
V 税務について	P 1 1
VI 協会共済制度について	P 1 1 ～ 1 2
VII 労務について	P 1 3 ～ 1 4

I 「雇用調整助成金」について

休業手当の支払いに活用する助成金

○雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）※制度内容改善のため再掲載

制度内容：従業員の休業手当を支払った事業主に対しての助成金

対象要件：2020年4月1日から9月30日までの休業が対象

(1)生産指標が前年同月比5%以上減少していること

(2)60%以上の休業手当を支払っていること等

助成額：一日一人当たり最大8,330円→15,000円

※既に申請し、支給を受けた方も差額分の受給されます。追加受給には手続きは不要。

従業員に追加で休業手当を支払った場合は手続きが必要。

申請期間：8月30日まで→11月30日まで

申請書類：①支給申請書類

②比較した月の売上などがわかる書類(売上簿、レジの月次集計、収入簿など)

③休業させた日や時間がわかる書類(タイムカード、出勤簿、シフト表など)

④休業手当や賃金の額がわかる書類(給与明細の写しや控え、賃金台帳など)

⑤役員名簿(役員等がいる場合)(性別・生年月日が入っているもの)

※従業員が20名を超える場合は休業計画届等提出が必要

申請窓口：所管の労働局・公共職業安定所(ハローワーク)

問合せ先：0120-60-3999(コールセンター)

※制度内容詳細に関しては厚労省HPでご確認ください

申請方法など詳細は以下のリンク先からご確認ください。

申請様式一覧

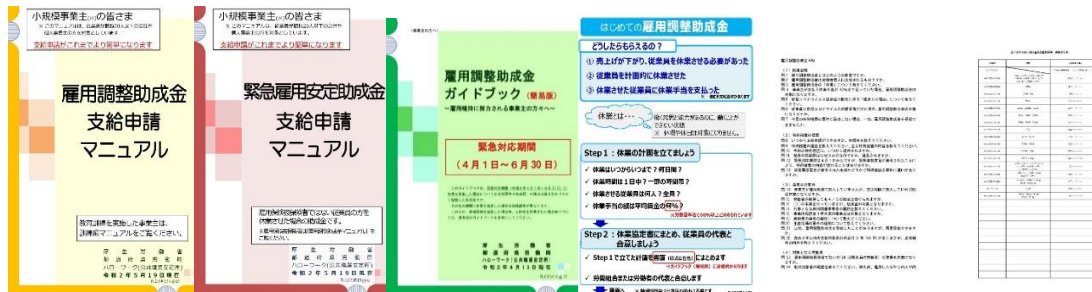
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

上記内容はすべて以下のURLで確認できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

※画像をクリック、タップするとリンクに飛びます。

①正職員向け ②パート等向け③ガイドブック④リーフレット⑤全般Q&A⑥問い合わせ先



Q1 雇用調整助成金は従業員を休ませれば助成の対象になるのか。

A1 雇用調整助成金は、事業主都合で従業員を休ませ、休業手当を支払っている事業者向けに助成をするという制度ですので、休ませるだけでは対象になりません。新型コロナウイルスの影響等、通常の事業を継続して行うことが難しく、従業員の雇用が難しくなってしまった場合に雇用を維持するための特例措置です。

Q2 雇用調整助成金の申請を検討していたのだが、簡素化されたと言っても書類が非常に多くわかりづらい。報道で支給件数も相談件数に対して非常に少ないと聞いているが、何とか助成を受けたい。

A2 そのような問い合わせが歯科医療機関に限らず全業種から寄せられていたようです。それを受け厚労省は、申請の複雑化を解消すべく、20人以下の小規模事業者は専用マニュアルを作成し、申請書類の更なる削減を行いました。オンライン申請の受付も開始されるようです。また、更なる拡充措置として、書類の簡素化や助成金の上限額の拡充と、休業手当を受けることができない労働者向けの助成制度も検討されているので、以前より手続きの複雑さが解消されることが予想されます。詳細は厚労省ホームページにてご確認ください。

Q3 雇用調整助成金は雇用保険に入っていないと対象にならないのか。

A3 今回の新型コロナウイルスの影響による特例措置で、雇用保険に加入していないパートやアルバイトの方も対象となりました。そちらは「緊急雇用安定助成金」という名称です。ただし、雇用保険適用事業所の届出を出していない場合は対象となりません。加えて、本来雇用保険に加入しなければならない従業員の加入手続きをしていなかった場合も対象となりません。雇用保険は最大2年間遡及して加入することができるので、申請を行う前によく確認しましょう。

II 「持続化給付金に」 について

事業継続のために活用

○持続化給付金

制度概要: 事業を継続する意思のある事業者に対する給付金

対象要件: 申請をする月の前月以前(2020年1月～12月)の前年同月比の売り上げ等が50%以上減少していること

給付額: 個人事業者は最大100万円
中小事業者は最大200万円

申請方法: 電子申請。電子申請が難しい場合は申請サポート会場にて手続き。※要予約

申請書類: ①確定申告書類
②2020年分の対象とする月(対象月)の売上台帳等
③通帳の写し
④本人確認書の写し
※個人事業者の場合

申請窓口: 中小企業庁 令和2年度補正 持続化給付金事務事業

問合せ先: 0120-115-570(コールセンター)

※制度内容詳細に関しては専用HPでご確認ください

持続化給付金特設サイト (申請はこちらから)

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

経産省HPより

<https://www.youtube.com/watch?v=r2h035U4lcl&feature=youtu.be> (動画での制度紹介)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-qa.html> (よくある問い合わせ)

※不備があるとエラーで申請が通りません！申請前に是非ご確認を！

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/news/20200527.html> (よくある不備について)

※画像をクリック・タップするとリンクが開きます。

○持続化給付金に関するお知らせ○入力項目○申請方法○申請に必要な書類

Q 4 持続化給付金は歯科医療機関も対象となるのか。

A 4 対象となります。医療法人も対象です。

Q 5 給付金の受給を検討しているが、保険診療収入は入金が2カ月後になってしまうのだが、そのあとでなければ申請できないのか。

A 5 申請できますが、その月の事業収入に関しては、確定申告の計上方法によって異なります。「発生主義」という考え方は、実際の金銭の動きに関わらず、診療が終了した時点で費用と収益を計上するものです。「現金主義」という考え方は入金があったものに対して費用と収益を計上するものです。「発生主義」の考え方で確定申告をしている場合は、保険点数を現金換算すれば作成できます。実際に申請をされる前に顧問税理士や経理担当者にどのように確定申告をしているか確認して申請してください。

Q 6 申請はオンライン（電子申請）でしかできないのだろうか。

A 6 基本的には電子申請を前提としているようですが、難しい場合は、申請サポート会場で手続きを受け付けています。事前予約制になっていますので、最寄りの会場を持続化給付金専用ホームページからご確認いただき、予約をしてください。

Q 7 4月の事業収入が前年同月比三〇%しか減少しておらず、今回対象とらなかった。もう申請できないのだろうか。

A 7 減収の対象は2020年1月から同年12月までです。その間に前年同月比50%の減収があれば申請できます。申請期間の締切は、2021年1月15日までとされていますので、その期間内に申請してください。4月で50%の減収がない場合でも対象となる可能性があるので、前年の売り上げを確認しましょう。なお、予算の都合などで申請受付を早期に終了してしまう場合もございますので、対象となる場合は早めに申請したほうがいいでしょう。

Q 8 持続化給付金を申請したのだがエラーで返ってきてしまった。 エラー内容がよくわからないのだがどのようにすればいいか。

A 8 エラー内容は細かく教えてくれないようです。よくある不備については以下の持続化給付金の専用HPに掲載されていますのでご確認ください。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/news/20200527.html>

Ⅲ 各種融資制度について

① 独立行政法人福祉医療機構の貸付事業

○独立行政法人福祉医療機構

対 象 者：新型コロナウイルスにより事業停止や売上高等の減少が生じている事業者

借 入 額：最大4,000万円※小規模事業者の場合

返済金利：6年目までは無利子（保証人を設定しない場合は金利+0.15%）、6年目以降は0.2%。

返済期間：最大15年（据置期間は5年まで）

問合せ先：03-3438-9940、9934

要件など詳細はHPでご確認ください

HP は以下より

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

② 「日本政策金融公庫」の融資制度

○国民政策金融公庫（国民事業）

対 象 者：新型コロナウイルスの影響により売上高等の減少が生じている事業者

借 入 額：最大6,000万円

利子補給対象は3,000万円まで

返済金利：4年目までは0.46%（3,000万円まで）
4年目以降は1.36%

返済期間：15年（運転資金）、20年（設備資金）

据置期間は5年まで、利子補給は当初3年間

問合せ先：0120-154-5050

要件など詳細はHPでご確認ください

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

※特別利子補給制度を併用すれば実質無利子・無担保融資となります。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_faq_jisshitsumurishika.pdf

（日本政策金融公庫 HP より）

③ セーフティネット保証・危機関連保証

○セーフティネット・危機関連保証

対 象 者：新型コロナウイルスの影響により売上高等の減少が生じている事業者

借 入 額：最大2億8千万円

利子・保証料減免対象は3,000万円まで

返済金利：各信用保証協会融資制度による

返済期間：各信用保証協会融資制度による

保証料免除は、全期間。利子補給は当初3年間

問合せ先：各民間金融機関、東京信用保証協会

要件など詳細は経産省HPでご確認ください

経産省HPより

セーフティネット保証4号について

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228001/20200228001.html>

セーフティネット保証5号、危機関連保証について

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007.html>

保証料の減免等について

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200501008/20200501008.html>

Q9 どの融資を利用すればいいのかよくわからないが、こういった基準で考えればいいだろうか。

A9 先生の既存の借入先などを総合的に勘案してください。例えば、借り入れが全くない状態であれば、医療・福祉事業者向けで、無利子の期間が長く、金利も低い独立行政法人福祉医療機構の融資制度が第一選択肢になる可能性が高いですが、保証人を設定するか否かで金利が変わるため、そういった観点から断定的な判断はできません。また、既存の借り入れに国民政策金融公庫や信用保証協会付きの融資があれば、一本化して金利を引き下げることなどの手続きも可能であるため、メリットが生じます。まずは、ご自身が今どのような借り入れをされているかをご確認いただき、新型コロナウイルス関連の融資制度とどのくらいの金利差があるかなどの条件面も比較したうえで、どの金融機関から融資を受けるかを検討してください。

支援資金繰り内容一覧表（6/15 時点）

資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えそうなメニューが分かりましたら、
詳しい情報を支援策パンフレットで確認することができます。

中小企業向け資金繰り支援内容一覧表（6/ 4 時点）



※ 見やすさの観点から簡略化していますので、**詳しい情報は支援策パンフレットでご確認ください。**
※ 5月27日に閣議決定された第2次補正予算案の内容については、国会で成立した後に反映予定です。

①個人事業主向け（小規模に限る）

要件	受けられる支援	相談窓口	概要
売上高5%以上減少なら	実質無利子	お近くの民間金融機関 (セーフティネット保証 5号)	・ 最大3000万円、当初 3 年間利子補給 ・ 融資期間10年、うち据置5年以内 ・ 信用保証協会利用にかかる保証料ゼロ
		日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	・ 中小事業最大1億円、国民事業最大3000万円(別枠) ・ 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・ 当初 3 年間利子補給
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	・ 最大1億円 (別枠) ・ 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・ 当初 3 年間利子補給
減少幅に関係なく	貸付	日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付)	・ 中小事業最大7.2億円、国民事業最大4800万円 ・ 設備15年、運転8年、うち据置3年以内 等

②小・中規模企業者向け（①以外）

要件	受けられる支援	相談窓口	概要
売上高20%以上減少なら	実質無利子	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	・ 中小事業最大1億円、国民事業最大3000万円(別枠) ・ 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・ 当初 3 年間利子補給
売上高15%以上減少なら		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	・ 最大1億円 (別枠) ・ 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・ 当初 3 年間利子補給
売上高5%以上減少なら	低利融資	お近くの民間金融機関 (セーフティネット保証 4号、5号、6号、7号)	・ 最大3000万円、当初 3 年間利子補給 ・ 融資期間10年、うち据置5年以内 ・ 信用保証協会利用にかかる保証料ゼロ
	保証料補助	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	・ 中小事業最大1億円、国民事業最大3000万円(別枠) ・ 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・ 当初 3 年間基準金利▲0.9%
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	・ 最大1億円 (別枠) ・ 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・ 当初 3 年間基準金利▲0.9%
減少幅に関係なく	貸付	お近くの民間金融機関 (セーフティネット保証 5号)	・ 最大3000万円 ・ 融資期間10年、うち据置5年以内 ・ 信用保証協会利用にかかる保証料を1/2補助
		日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付)	・ 中小事業最大7.2億円、国民事業最大4800万円 ・ 設備15年、運転8年、うち据置3年以内 等

企業の分類の考え方

	小規模 (※)	中規模
個人事業主	①	②
法人	②	

＜※小規模の要件＞
製造業、建設業、運輸業、その他業種
→ 従業員20名以下
卸売業、小売業、サービス業
→ 従業員5名以下

売上高要件の考え方(注)

＜創業1年1か月以上＞
最近1か月の売上高と、前年または前々年の同期と比較
以下をいすずかで比較 ※業歴3か月以上に限る
＜創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているスタートアップなど＞
● 最近1か月の売上高と過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上高の比較
● 最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較
● 最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較

この資料は、フォト
スター株式会社提供
する
Startupplusに特
許会社INOが考
慮した記事を参考
にして作成しました。

IV 第二次補正予算に盛り込まれた諸制度について

7月1日付で厚労省HPが更新され特設ページが用意されました

→https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12014.html

感染拡大防止対策に活用する補助金

○医療機関における感染拡大防止等の支援

制度内容:院内での感染拡大を防ぐための取り組みを行う医療機関に費用補助を行う制度

対象範囲:以下のような取り組みが支給対象として検討されています。

- ①共通部分の定期的な消毒等の環境整備。使用済みの器具等の滅菌用機器の導入
(例)・エアコンのクリーニングや医療廃棄物の処分費用や清掃費用
・空気清浄機、換気扇、滅菌器、口腔外バキューム等の導入費用
・消毒用エタノール等の消毒薬、除菌剤、抗菌スプレー、タービン等の歯科用ハンドピースの購入費用
- ②新型コロナ疑い患者と他の患者が混在しないよう、動線確保やレイアウトの変更
(例)・パーテーション等の感染防止の動線確保やレイアウト変更等に必要な設備の費用
・検温等(非接触型)を含む機器の導入費用
- ③感染防止のための个人防护具等の確保
(例)・白衣、スリッパ、マスク、グローブ、エプロン、ゴーグル、フェイスシールド、感染防護衣等の衛生用品の購入費用
- ④医療従事者の院内感染防止対策(研修、健康管理等)
- ⑤その他、感染防止対策として必要とする取り組み

対象期間:2020年4月1日～2021年3月31日(予定)

補助額:1診療所最大100万円

申請方法:未定。申請受付、支給事務等は都道府県が外部機関に委託する方法が検討されています。

申請開始日:未定

医療従事者に対する慰労金

○新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

制度内容:新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する制度(その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として5万円を給付する)。

対象者:2020年1月30日(都内コロナ患者発生日)から6月30日の期間に10日以上医療機関に勤務している医療従事者等

給付額:1人当たり5万円(歯科医療機関)

申請方法:未定。医療従事者等が勤務先医療機関等に代理受領の委任を行い、委任を受けた医療機関等が都道府県に給付申請を行うことが検討されています。

申請書類:未定。代理受領分の申請受付、支給事務等は、都道府県が外部機関に委託する方法が検討されています。

申請窓口:東京都もしくは委託先外部機関

申請開始日:未定

※制度内容詳細に関しては厚労省及び東京都より発表予定です。

収入減の事業者の家賃負担を軽減するための給付金

○家賃支援給付金

制度内容:新型コロナウイルス感染症により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を支えるため、地代・家賃の負担軽減を目的として、テナント事業者に対して給付金を支給する制度

対象要件:5月～12月において以下のいずれかに該当する者

- ①いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3カ月の売上が前年同期比で30%以上減少

給付額:直近の支払家賃(月額)に基づいて算出し、(月額)の6倍(6カ月分)を給付

個人→1カ月分の給付上限額: 50万円×6か月 合計300万円

法人→1カ月分の給付上限額:100万円×6か月 合計600万円

算出方法:個人→家賃額37.5万円までは給付率2/3、それ以上は1/3(月額上限50万円)

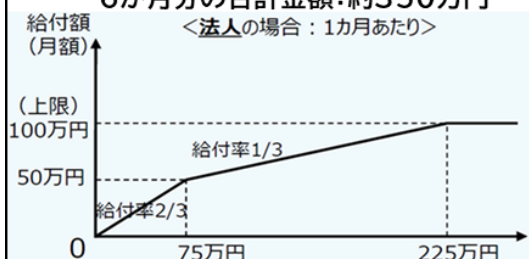
法人→家賃額75.0万円までは給付率2/3、それ以上は1/3(月額上限100万円)

申請方法:オンライン申請を予定

問合せ先:中小企業庁※制度内容詳細に関しては経産省より発表予定です。

(例)法人で家賃100万円の場合
 $75万円 \times 2/3 = 50万円$
 $25万円 \times 1/3 = \text{約}8万3千円$
 1か月あたりの給付金額:約58万8千円
 6か月分の合計金額:約350万円

(例)個人で家賃100万円の場合
 $37.5万円 \times 2/3 = 25万円$
 $62.5万円 \times 1/3 = \text{約}20万8千円$
 1か月あたりの給付金額:約40万8千円
 6か月分の合計金額:約245万円



Q10 新型コロナウイルス感染症対策として、4月に口腔外バキュームやタービン、受付用のアクリル板の設置など設備投資をしたのだが、感染対策支援金の対象となるか。

A10 新型コロナウイルスの感染拡大に対応するための第二次補正予算が、5月27日の閣議決定、および6月12日に通常国会で成立しました。これにより、医療機関・薬局などにおける感染拡大防止などの支援を行うことが決まりました。感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用に対し、歯科診療所においては100万円を上限として実費を補助します。6月29日現在の情報では、2020年4月1日から2021年の3月31日までの期間に購入等を行った感染対策費用の補助を行うとしています。概算での支給申請を行い、後付けで領収書などの確認資料を提出することも検討されています。また、申請は各都道府県単位となることから、東京都では七月中の臨時都議会等で第二次補正予算の医療支援等の実施の具体化を図るとしています。

Q11 家賃支援給付金の申請を検討しているが、今から準備できることや注意点は何か。

A11 「家賃支援給付金」では、5月以降のいずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少していることが、給付要件となっています。すでに実施されている「持続化給付金」とは基準が異なりますのでご注意ください。「家賃支援給付金」の詳細な申請要項等は6月29日現在不明ですが、「持続化給付金」と同様に、「対象月の売上台帳等」、「前年同月の売上高がわかる資料（法人事業概況説明書や青色申告決算書）」が手元に用意されているかを確認するとともに、「申請時の直近の支払家賃（月額）がわかる資料」や賃貸借契約書等が手元にあるかどうかを確認しましょう。「家賃支援給付金」の申請開始は7月以降になる見込みです。申請は原則、オンラインのみとする方針ですが、不正受給を防ぐため、賃貸契約や事業の実態について確認する必要もあり、申請から審査・給付までに2週間を目処とされた「持続化給付金」よりも、審査・給付に時間がかかることが予想されます。

V 税務について

Q12 経営悪化した場合の納税についての優遇措置などはあるか。

A12 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。猶予が認められると、猶予期間中の延滞税の一部も免除されます。申請は税務署で行いますので、まずは所轄の税務署にご相談ください。

VI 協会共済制度について

Q13 新型コロナウイルスにり患し、休診にした場合、協会の休業保障制度や第2休保は給付の対象となるのか。

A13 加入者が新型コロナウイルスにり患した、もしくはり患した疑いがあるなどの場合は、給付対象です。ただし、第三者の医師が診断し、休業が必要であると証明した医療証明書が必要です。

Q14 受診した患者さんが「新型コロナウイルス陽性」と判明した場合や、従業員や家族が新型コロナウイルスに感染して自主的に休診した場合、協会の休業保障制度や第2休保は給付の対象となるのか？

A14 どちらの制度も、加入者本人の傷病による休業を保障する制度のため、休診しただけでは給付の対象とはなりません。加入者ご自身が新型コロナウイルスにり患した場合、もしくは患が疑われる場合は Q13 を参照ください。

Q15 休保制度に加入したいが、いつから給付対象となるのか？

A15 1 2 月 1 日からの加入となります。なお、病気による給付対象となるのは加入発足日から 3 か月経過後に発症した場合です。傷害の場合は、加入発足日以降が給付対象です。

Q16 第 2 休保に加入したいが、いつから給付対象となるのか？

A16 原則お申込日の翌々月 1 日から加入となり、加入日以降が給付対象です。

Q17 保険医年金の毎月の積立金額を変更することはできるか。

A17 1 口単位で中断することが可能です。中断した場合、中断口については、予定利率より△0.3%となります。そのほか、1 口単位での減口（一部解約）も可能です。その他の制度についても、ご心配な点がありましたら、協会共済部までご相談ください。

VII 労務について

Q18 新型コロナウイルスのスタッフや患者さんへの感染が怖いので、2 カ月程休診にしようと思う。スタッフは全員パートなのだが、給与は支払わなければいけないか。

A18 労基法は、事業主都合と判断される休業の場合は、直近 3 か月間の平均賃金の（各種手当含む）60%以上の支払いの義務があると定めています。加えて、厚労省は、可能な限り助成金など活用し、100%の支払いを行うよう求めていますので、従業員と相談の上、支払い水準などを決定してください。

Q19 従業員から倦怠感があるため、当分の間、休みたいという申請があった。この場合、給与の支払いはどうなるか。

A19 従業員からの申し出の場合は、給与支払の義務はありません。休みたいという申し出があった場合は、有給休暇を取得してもらうか、有給休暇が取得できない従業員であれば、欠勤扱いで問題がないかなど、よく相談した方がいいでしょう。

Q20 自粛による売り上げ不振で休診する場合、従業員に対しての給与や休業手当の支払いはどのようになるか。

A20 厚労省は、自粛による売り上げ不振での休診については、休業手当の支払い義務を課すことは難しいとの見解を出していますが、日本労働弁護団は休業手当の支払いの義務については最終的に裁判所の個別判断になるとしていますので、支払いに関しては慎重に判断した方がいいでしょう。

Q21 新しく歯科衛生士を採用する予定だったが、新型コロナウイルスの影響で患者数が激減しているため難しくなった。既に内定通知書は渡しているが、取り消しなどできるのか。

A21 厚労省は、内定取り消しの対象となった人に対し、就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、内定取り消しを受けた人への補償等の要求には誠意を持って対応すること、としています。加えて、一方的に内定取り消しを行うことは労働訴訟に発展しかねず、内定取り消しが無効とされることもあります。苦しい状況なのは理解できますが、採用が決まっていた人は働き口がなくなり、生活ができなくなってしまう可能性があることなどもよく考慮した上で、採用時期を相談するなど、真摯に対応してください。

Q22 今回のコロナウイルス感染症の影響で、診療所の開院時間を変更したい。従業員も時差勤務をお願いします。手続きはどのように行うべきか。

A22 長期にわたる診療所の時間変更については、保健所と厚生局に届出が必要です。従業員の方に対しては、労使協定を結んだ上で行う必要があります。今回のコロナウイルス感染症に伴う業務時間変更に関しては、既に1年間の36協定を結んでいる場合でも、特例的に変更を認めています。

Q23 新型コロナウイルスの影響で患者さんが激減し、従業員を解雇せざるを得ないが注意点はありますか。

A23 一方的に解雇することは労働訴訟に発展しかねませんが、今回のコロナウイルス感染症における患者減の影響で解雇をしなければ経営がまならない場合、社会通念上認められることもあり得ると考えられます。ただし、労働者保護の観点から、解雇を回避するための努力はしたか、希望退職者等を募ったかなどを問われることがあります。まずは助成金など活用し、可能な限り雇用維持に努めてください。